

## 八王子市立檜原小学校 いじめ防止基本方針

### 1 いじめ問題に対する基本方針

「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつこと  
「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつこと  
「いじめられている子供を最後まで守り抜く」という信念をもつこと

いじめは、全ての児童に関係する問題であるという認識をもち、全ての児童が安全に安心して学校生活を送り、将来の夢や希望に向かい自分の力を発揮できるよう、児童を取り巻く大人が連携していじめの防止等に向けた積極的な行動を取る。

いじめ事案への対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、外部機関（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、こども家庭センター、警察、児童相談所等）との連携や、いじめ認知報告書等を活用して八王子市教育委員会との連携を図り、当該児童が抱える問題の解決を図っていく。また、本基本方針は、学校いじめ対策委員会を中心に点検を行うとともに、いじめ防止等のための取組に関しては学校評価で毎年振り返り、必要に応じて見直しをしていく。

### 2 具体的な方針

- ・小さなサインを見逃さず、児童の声に耳を傾け、真剣に受け止める姿勢をもつ
- ・いじめられている児童の立場に立って考え、初期段階から組織で対応する
- ・管理職、特別支援コーディネーター、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー、せせらぎ教室主任等で構成される「学校いじめ対策委員会」を定期的（月に1回程度）に開催するとともに、必要に応じて臨時で開催し、確実な情報共有を図る。
- ・人間関係を豊かにする教育を計画的に実践する
- ・日頃から児童との触れ合いを大切にし、信頼関係の構築に努める
- ・児童の様子を積極的に家庭に情報提供し、保護者との連携を深める
- ・本方針を全教職員に徹底するため校内で研修等を実施する。また、学校運営協議会でも報告・協議し、適宜見直すことでこの方針を実態に即したものとす。

### 3 いじめの定義

いじめとは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 **いじめ防止対策推進法**

○個々の行為が「いじめ」に当るか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立って行う。

○いじめには多様な様態があることを鑑み、「法」の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたっては、特定の教職員のみならず、学校に設置している「校内いじめ対策委員会」を活用して行う。

○けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合があるため、背景

にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該の児童・生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
- いじめの中には犯罪行為として扱われるものや児童の心身又は財産に重大な被害が生じる場合には、直ちに警察へ通報する必要がある場合がある。このようないじめの場合、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上であったとしても、早期に警察に相談、通報の上、警察と連携した対応を取ることもある。
- 具体的ないじめの様態
  - ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
  - ・仲間外れ、集団による無視をされる
  - ・軽く（ひどく）ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、けられたりする
  - ・金品をたかられる
  - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
  - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする

## 4 主な取り組み

### （１）いじめの未然防止のために

いじめを未然に防止するためには、いじめが発生しにくい学校や学級の風土づくりが基本となる。教職員は児童の理解を深め、信頼関係を築くとともに一人一人を大切にされた授業を実践するように努める。またあらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心など、豊かな人間性を育む取り組みを計画的に行う。

- ①いじめは許されないという共通認識にたち、全職員で児童を見守っていく体制のなかで、いじめの予兆や悩みのある児童を見逃さない仕組みを作る。
- ②児童の心を受け止められる感性を磨き、教職員として人間性を高める。
- ③児童一人一人が生きる教育活動と効果的な学習活動を実践する。
- ④児童・生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ⑤いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、児童・生徒がストレスに適切に対処できる力を育む。
- ⑥全ての児童・生徒が安心でき、自己肯定感や自己有用感を育み、学校生活において充実感のもてる学校づくりを行う。
- ⑦児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。
- ⑧児童に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させる。

### （２）いじめの早期発見のために

「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないために、児童のわずかな変化を手掛かりに、早期発見に全力を尽くしてまいります。

- ①「いじめ総合対策【第２次・一部改訂】上巻【学校の取組編】東京都教育委員会（令和３年２月）」のチェックリストを参考に、児童の変化にいち早く気付けるようにする。
- ②いじめられている児童や周りの児童が相談しやすい体制をつくりいじめの早期発見に

努める。

- ③学校は、全ての児童・生徒に対して、一人以上の相談できる大人が存在できるように、スクールカウンセラーを中心に働きかける。
- ④小学校5年生を対象に、スクールカウンセラーによる全員面接を行う。その他の学年においても、児童・生徒がスクールカウンセラーと関わる時間を設定する。
- ⑤定期的なアンケート調査を学校全体で実施し、児童の悩みを受け止める環境をつくる。
- ⑥アンケートの分析は担任を中心に複数の教員であたり、記述内容の分析やその後の対応は組織的に行い情報を共有しながら進める。
- ⑦入学時や各年度の当初の保護者会等で、いじめ対応に関する基本方針や子供見守りシート等について説明し、いじめの早期発見に努める。

## 5 いじめが発生した時の対応

- (1) いじめの事実確認を徹底して行う。当事者だけでなく周囲の子供からも詳しく情報を得ながら、事実確認を行う。事実確認に対しては、複数の教職員で対応し、より正確な情報を集める。
- (2) いじめを受けた児童とその保護者への支援を行う。そしていじめられた子を確実に守る体制を整える。

### 子供に対して

- ・事実確認とともに、つらい今の気持ちを教職員が受け入れ、共感を示すことで心の安定を図る。
- ・最後まで守り抜くこと、秘密を守ることを教員から子供に伝える。
- ・必ず解決できる希望がもてることを伝え、どうしたいかを一緒に考える。
- ・自信をもたせる言葉かけをするなど、自尊感情を高めて、心の痛みを軽減させるよう配慮する。

### 保護者に対して

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、第一報として事実関係を報告する。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応を協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携をとりながら、子供の保護と解決と再発防止について話し合う。

- (3) いじめを行った児童に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行う。保護者対応は、複数の教職員で対応し、事実確認で得た情報に基づいて行う。

### 子供に対して

- ・事態の深刻さを認識させ、いかなる事情があってもいじめは絶対に許されないことを伝える。
- ・安易な謝罪で済ませず、相手の心の痛みを理解させ、自らの生き方をじっくりと考えさせる。
- ・いじめに至った要因、心理的背景の理解を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導及び支援を継続的に行っていく。

### 保護者に対して

- ・事実を伝え指導方針と具体策を提示して再発防止への協力を要請する。
- ・いじめは決して許されない行為であるとの姿勢を共有してもらい、子供に行為の重大さを認識させるために、家庭で指導してもらう時間を設けるよう要請する。

- ・解決後も定期的に児童の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察する。

#### **周囲の子供への指導**

- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理解させる。
  - ・いじめを訴えることは正義に基づいた勇気ある行為であることを指導していく。
  - ・必要に応じて、学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行う。
- (4) 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

## 6 重大事態への対応

児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言するべきではない。

- (1) 重大事態に該当するとわずかでも考えられる事案、判断に迷う事案については、教育委員会への第一報を速やかに行う。
- ア重大事態に該当するかもしれないという疑いがあると認めるとき  
イ疑われる事案が「重大事態」か否かの判断は、学校からの第一報をもとに学校と教育委員会が協議し、客観的・多面的に判断する。教育委員会と連携しながら、事実関係を明確にするための徹底的な調査を行う。
- (2) いじめを受けた児童及びその保護者を支援するために、必要な情報を適切に提供していく。
- (3) 教育委員会や警察、関係諸機関とも連携することで、解決に向けて適切で徹底した対応を図る。
- (4) 外部との連絡窓口を副校長に一本化し、不適切に情報を公開して二次的な悪影響がでないよう配慮する。
- 必要に応じて臨時保護者会を開き、学校の対応について知らせるとともに、家庭教育で行うべきことについても伝えていく。

ここで言う重大事態とは以下のようなケースが想定される

- 児童の生命にかかわる事態
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

## 7 地域との連携

- ・学校は当該学校の内いじめに係る状況及び対策について学校運営協議会に情報提供するとともに、連携・協働による取組を進める。また民生児童委員や町内会等の地域の関係団体等に働きかけながら、地域との連携・協働を進めながら、いじめ問題に対応する。